

令和3年第1回浦幌町議会定例会議案一覧表

(議会提出分)

番 号	件 名	議決結果	議決年月日
発委第1号	浦幌町議会基本条例の一部改正について		
発委第2号	浦幌町議会委員会条例の一部改正について		
発委第3号	浦幌町議会会議規則の一部改正について		
発委第4号	選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書の提出について		
発議第1号	議員の派遣について		
発議第2号	所管事務調査について		

発委第1号

浦幌町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 3年 3月31日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 安藤 忠 司

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

浦幌町議会基本条例の一部を改正する条例

浦幌町議会基本条例（平成24年浦幌町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術の活用）

第21条の2 議会は、議会機能の強化及び議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図る。

2 議会は、災害の派生及び感染症のまん延等（以下「災害等」という。）のやむを得ない理由により議事堂等に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の継続を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発委第2号

浦幌町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 3年 3月31日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 安藤 忠 司

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

浦幌町議会委員会条例の一部を改正する条例

浦幌町議会委員会条例（平成24年浦幌町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第15条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議」という。）を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議により会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第16条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第31条第1項の出席委員とする。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議を活用した会議は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発委第3号

浦幌町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 3年 3月31日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 安藤 忠 司

浦幌町議会議長 田村 寛 邦 様

浦幌町議会会議規則の一部を改正する規則

浦幌町議会会議規則（昭和62年浦幌町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第126条」の次に「・第127条」を加え、「第127条」を「第128条」に、「第128条」を「第129条」に、「第129条」を「第130条」に、「第130条」を「第131条」に、「第131条」を「第132条」に改める。

第2条第1項中「事故」を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由に改め、同条第3項中「議員」を「第1項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合であつては、14週間）前から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

第65条の2 浦幌町議会委員会条例（平成24年条例第29号）第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議（以下「オンライン会議」という。）により会議に出席した委員は、第67条第1項、第68条及び第76条第1項の出席委員とする。

2 オンライン会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第67条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

3 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議により出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」となるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

第68条第1項中「その」を「、会議（オンライン会議による会議を含む。第93条第1項において同じ。）への」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第93条第1項中「ときは、」の次に「会議において」を加える。

第131条を第132条とする。

第21章中第130条を第131条とする。

第20章中第129条を第130条とする。

第19章中第128条を第129条とする。

第18章中第127条を第128条とする。

第17章中第126条を第127条とし、第125条の次に次の1条を加える。

（会議録に掲載しない事項）

第126条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

別表中「第127条」を第128条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発委第4号

選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 3年 3月31日 提 出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 河 内 富 喜

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書（案）

現在わが国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていない。

夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、改正にともなう煩雑かつ膨大な事務手続き、望まない改姓による苦痛、事実婚による婚姻の形骸化、非婚化や少子化など様々な問題が生じている。

2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にはかならないというべきである」と述べた。しかし、5年間が経過した現在も依然として国会審議は進んでいない。

婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の議論が必要である。

よって、選択的夫婦別姓を可能とする法制度について、審議をするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 3月31日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣

発議第1号

議員の派遣について

浦幌町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、次のとおりとする。

令和 3年 3月31日 提出

浦幌町議会議長 田村 寛邦

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

1 まちなかカフェDE議会

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 町内
- (3) 期間 令和3年 5月15日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、福原仁子、安藤忠司、澤口敏晴、伊藤光一、高橋 匠、栗山博文、沼尾昌也（11名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

発議第2号

所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会運営委員会並びに各常任委員会の議会閉会中の所管事務調査については、次のとおりとする。

令和 3年 3月31日 提 出

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦

所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会閉会中の議会運営委員会並びに各常任委員会の所管事務調査は次のとおりとする。

1 議会運営委員会

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) 議会の広聴に関する事項

2 総務文教厚生常任委員会

- (1) 浦幌町議会委員会条例第2条第1号に関する事項

3 産業建設常任委員会

- (1) 浦幌町議会委員会条例第2条第2号に関する事項